

岩手大学オープンアクセス方針

令和2年 2月26日
学長裁定

(趣旨)

- 1 岩手大学(以下「本学」という。)は、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、地域社会の文化の向上と国際社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する役員及び教員(以下「教員」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という。)を、岩手大学リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 前項にかかわらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「岩手大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(実施日)

- 7 本方針は、令和2年4月1日から実施する。